



職業衛生技術サービス機関 職業衛生の評価と測定

社会芳

中国安全生産科学研究院

職業衛生の管理業務

- ◆ 1949～1998年、職業安全衛生業務は労働部門が主管
- ◆ 1998～2003年、衛生部門が主管
- ◆ 2003年から今まで、国家安全生産監督管理総局（以下、安監総局）と衛生部が共同主管
- ◆ 2005年、中央機関編成委員会弁公室（以下、中編弁）が職責分担に関する通知を配布
- ◆ 2010年 中編弁2010[104]号文書
- ◆ 職業衛生監督管理の職責分担を調整・整備し、職業衛生監督管理の「防止、治療、保障」（職業危害の防止、職業病の診断治療、職業病患者の社会保障）という3分野の業務をそれぞれ一部門が主管する指導方針を明確にし、職業衛生予防分野における法に基づく監督管理の実施主体としての安監総局の地位を確立した。

職業衛生技術サービスの法的根拠

➤ 法令

「職業病防治法」は2002年5月1日に施行、2011年12月31日に改正。

➤ 安監総局の部門規則

- ◆ 職場における職業衛生監督管理規定
- ◆ 職業病危害項目届出弁法
- ◆ 使用者の労働衛生監視監督管理弁法
- ◆ 職業衛生技術サービス機関監督管理弁法
- ◆ 建設事業の職業衛生「3つの同時」監督管理暫定弁法

職業衛生技術サービス機関の管理

職業衛生技術サービス機関の範囲：建設事業向けの職業病危害の事前評価や職業病危害の抑制効果の評価、又は使用者向けの職業病危害因子の測定や職業病危害の現状評価、職業病の防護施設・保護具の効果評価など技術サービスを提供する機関。

職業健康診断や職業病の診断鑑定、化学物質の毒性鑑定、個別ばく露量のモニタリング、放射線保護器材及び放射性製品の測定などを行う技術サービス機関の資格認定と監督管理は、衛生部門が担当する。

職業衛生技術サービス機関の管理

- 中国は、職業衛生技術サービス機関に対し資格認可制度を実施する。
- 職業衛生技術サービス機関の資格は上から順に、甲級、乙級、丙級の3段階。
 - 甲級資格 国家安全生产监督管理总局より認可証明書を発行
 - 乙級資格 省級安全生产监督管理总局より認可証明書を発行
 - 丙級資格 市級安全生产监督管理总局より認可証明書を発行

職業衛生技術サービス機関の管理

甲級

- ・中国全土で相応の職業衛生技術サービス業務に従事することができる。
- ・国務院及びその投資主管部門が審査・承認(確認、届出)した建設事業
- ・原子力施設、極秘工事など特別な建設事業、
- ・省、自治区、直轄市に跨る建設事業
- ・安監総局が定めたその他の事業

乙級

- ・所属の省、自治区、直轄市で相応の職業衛生技術サービス業務に従事することができる。
- ・省級人民政府及びその投資主管部門が審査・承認(確認、届出)した建設事業
- ・設区都市に跨る建設事業
- ・省級安全生産監督管理部門が定めたその他の事業

丙級

- ・所在地の設区都市又は省級の安全生産監督管理部門が指定した範囲内で当該「機関監督管理弁法」第7、8条に定められた建設事業以外の職業衛生技術サービス業務に従事することができる。

職業衛生技術サービス機関の管理

➤ 職業衛生技術サービス要員

- ✓ 専任の職業衛生技術サービス要員
- ✓ 研修試験に合格し、職業衛生技術サービスの資格を持つ

職業衛生技術サービス業務の内容

- 建設事業の職業病危害評価（事前評価、抑制効果評価）
- 職業病危害因子の測定と評価
- 職業病防護施設の測定と評価
- 個人用保護具の測定と評価
- 労働者の研修、人間工学……

職業衛生技術サービス業務



評価と測定



換気測定と評価



個人用保護具の測定と評価

技術サービス証明書



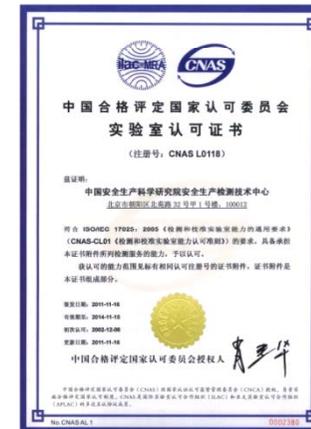
技術サービス機関証明書



計量認証証明書



安全生産測定検査機関資格証明書



實驗室認可証明書

建設事業の職業病危害評価

➤ 建設事業の職業病危害の事前評価

➤ 建設事業の職業病危害の抑制効果評価

建設事業の職業病危害評価

➤ 建設事業に対する分類管理

- (一) 職業病危害が一般レベルの建設事業
- (二) 職業病危害が比較的重度の建設事業
- (三) 職業病危害が極めて重度の建設事業

職業病危害因子の測定と評価

➤ 日常的モニタリング

企業による自主的な実施

➤ 定期的測定・評価

資格を持つ職業衛生技術サービス機関により
実施

➤ 現状評価

資格を持つ職業衛生技術サービス機関により
実施

職業病危害因子の測定と評価

➤ 法令

「中華人民共和国職業病防治法」

✓ 日常的モニタリング

✓ 定期的測定



職業危害因子の測定と評価

安監総局第47号令
「職場における職業衛生監督管理規定」

自主的モニタリング

定期的測定

現状評価



職業病危害因子の測定と評価

➤ 規格

- ✓ GBZ1-2010 工業企業設計衛生規格
- ✓ GBZ2.1-2007 職場の有害因子の職業ばく露規制値 第1部: 化学的有害因子
- ✓ GBZ2.2-2007 職場の有害因子の職業ばく露規制値 第2部: 物理的因子
- ✓ GBZ159-2004 職場の空気中の有害物質測定に関するサンプリング仕様
- ✓ GBZ160.1-85 有毒物質
- ✓ GBZ/T192.1-5 粉塵
- ✓ GBZ189.1-11 物理的因子

職業病危害因子の測定と評価

➤「職場の有害因子の職業ばく露規制値 第1部：化学的有害因子」(GBZ2.1-2007)

化学物質が339種類、粉塵が47種類、生物的因子が2種類。

➤「職場の有害因子の職業ばく露規制値 第2部：物理的因子」(GBZ2.2-2007)。

物理的因子規制値は11種類。

職業病危害因子の測定と評価

➤ 主要規制値

時間加重平均許容濃度(PC-TWA)

短時間ばく露許容濃度(PC-STEL)

最高許容濃度(MAC)

➤ 主要対象

労働者

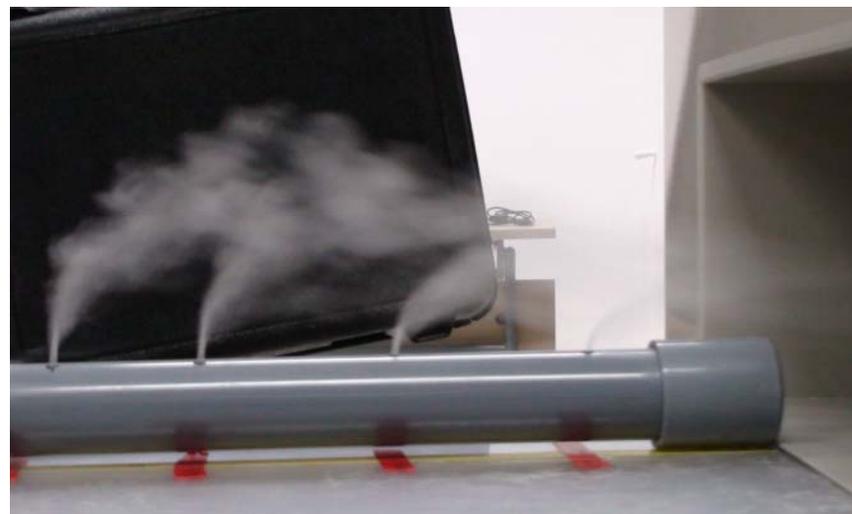
職業病危害因子の測定と評価

➤「職場における職業衛生監督管理規定」安監総局第47号令

第18条 使用者は、職業病防護設備や緊急救援施設の日常的な保守と点検を行い、その性能と効果を定期的に測定することにより、それらの正常な状態を確保しなければならず、無断で撤去又は使用停止を行ってはならない。

➤対応する測定・評価基準が欠如

職業病防護施設の測定と評価



個人用保護具の測定と評価

➤「職場における職業衛生監督管理規定」安監総局第47号令

- 第16条 使用者は、国の職業衛生規格に適合した職業病保護具を提供しなければならない。
- 使用者は、職業病保護具に対する日常的な保守と点検により、保護具の有効性を確保しなければならない。国の職業衛生規格に適合しない又は既に機能を失った職業病保護具を使用してはならない。

➤「労働保護具の監督管理規定」安監総局第1号令

- 第5条 国家安全生産監督管理総局は、全国の労働保護具の製造、検査、取扱及び使用の状況について総合的な監督管理を実施する。
- 第6条 特殊労働保護具について安全標識管理を実施する。

個人用保護具の測定と評価



➤ 特殊労働保護具

- 保安帽、ゴーグル/フェイスシールド、防塵/防毒呼吸器、安全靴、防護服、安全ベルト、安全網など

➤ 安監総局は、特殊労働保護具の安全標識について統一した監督管理を実施する

- 特殊労働保護具の製造企業は、特殊労働保護具の安全標識を取得しなければならない。
- 労働保護具の取扱事業者は、模倣・粗悪品や安全標識のない特殊労働保護具を取り扱ってはならない。
- 製造・取扱事業者は、安全標識のない特殊労働保護具を調達又は使用してはならない。

個人用保護具の測定と評価





Thank You!

